協議第３８号

国民健康保険事業について

国民健康保険事業について、次のとおり提案する。

平成１５年１０月３０日提出

八日市市・永源寺町・五個荘町・
愛東町・湖東町合併協議会
会　長　　中　村　　功　一

記

国民健康保険事業については、別紙のとおりとする。

八日市市･永源寺町･五個荘町･愛東町･湖東町合併協議会の調整方針

№1

協定項目番号	19-16	協定項目名	国民健康保険事業
調 整 方 針	1．国民健康保険料（税）は、合併時は現行のとおりとし、平成17年度から保険料として統一する。 2．保険給付事業、人間ドック･脳ドック検診費助成、高額療養費貸付･出産資金貸付は、合併時は現行のとおりとし平成17年度から統一して実施する。 3．国民健康保険運営協議会は、新市において新たに設置する。 4．福祉医療費助成･福祉施術費助成の内、県の補助制度によるものは県制度のとおりとし、市（町）単独事業については、対象者･給付基準等を見直したうえ、平成17年度から統一して実施する事業と、平成16年度をもって原則として廃止する事業に区分する。		

1 市 4 町 の 現 況

八日市市

【保険料･税の別】
保険料

【賦課方式及び料率】
3方式

	医療分	介護分
所得割	7.50%	0.95%
均等割	25，800円	5，600円
平等割	25，200円	3，600円
限度額	530，000円	70，000円

（平成15年4月1日現在）

【賦課期日】
4月1日

【納期】

第 1期	6月 1日～ 6月30日
第 2期	7月 1日～ 7月31日
第 3期	8月 1日～ 8月31日
第 4期	9月 1日～ 9月30日
第 5期	10月1日～10月31日
第 6期	11月1日～11月30日
第 7期	12月1日～12月31日
第 8期	1月 1日～ 1月31日
第 9期	2月 1日～ 2月末日
第10期	3月 1日～ 3月31日

永源寺町

【保険料･税の別】
保険税

【賦課方式及び税率】
4方式

	医療分	介護分
所得割	6.00%	0.60%
資産割	30.00%	4.50%
均等割	26，200円	5，600円
平等割	24，900円	3，400円
限度額	530，000円	80，000円

（平成15年4月1日現在）

【賦課期日】
4月1日

【納期】

第 1期	6月 1日～ 6月30日
第 2期	7月 1日～ 7月31日
第 3期	8月 1日～ 8月31日
第 4期	9月 1日～ 9月30日
第 5期	10月1日～10月31日
第 6期	11月1日～11月30日
第 7期	12月1日～12月31日
第 8期	1月 1日～ 1月31日
第 9期	2月 1日～ 2月末日
第10期	3月 1日～ 3月31日

五個荘町

【保険料･税の別】
保険税

【賦課方式及び税率】
4方式

	医療分	介護分
所得割	4.90%	0.50%
資産割	14.00%	3.00%
均等割	23，000円	5，000円
平等割	25，000円	5，000円
限度額	530，000円	80，000円

（平成15年4月1日現在）

【賦課期日】
4月1日

【納期】

第 1期	6月 1日～ 6月30日
第 2期	7月 1日～ 7月31日
第 3期	8月 1日～ 8月31日
第 4期	9月 1日～ 9月30日
第 5期	10月1日～10月31日
第 6期	11月1日～11月30日
第 7期	12月1日～12月31日
第 8期	1月 1日～ 1月31日
第 9期	2月 1日～ 2月末日
第10期	3月 1日～ 3月31日

愛東町

【保険料･税の別】
保険税

【賦課方式及び税率】
4方式

	医療分	介護分
所得割	5.00%	0.50%
資産割	19.00%	3.00%
均等割	25，000円	6，000円
平等割	25，200円	3，800円
限度額	530，000円	80，000円

（平成15年4月1日現在）

【賦課期日】
4月1日

【納期】

第 1期	4月 1日～ 4月30日
第 2期	5月 1日～ 5月31日
第 3期	6月 1日～ 6月30日
第 4期	7月 1日～ 7月31日
第 5期	8月 1日～ 8月31日
第 6期	9月 1日～ 9月30日
第 7期	10月1日～10月31日
第 8期	11月1日～11月30日
第 9期	12月1日～12月31日
第10期	1月 1日～ 1月31日
第11期	2月 1日～ 2月末日
第12期	3月 1日～ 3月31日

湖東町

【保険料･税の別】
保険税

【賦課方式及び税率】
4方式

	医療分	介護分
所得割	4.20%	0.45%
資産割	30.00%	3.40%
均等割	24，600円	5，700円
平等割	25，200円	3，600円
限度額	530，000円	80，000円

（平成15年4月1日現在）

【賦課期日】
4月1日

【納期】

第 1期	4月 1日～ 4月30日
第 2期	5月 1日～ 5月31日
第 3期	6月 1日～ 6月30日
第 4期	7月 1日～ 7月31日
第 5期	8月 1日～ 8月31日
第 6期	9月 1日～ 9月30日
第 7期	10月1日～10月31日
第 8期	11月1日～11月30日
第 9期	12月1日～12月31日
第10期	1月 1日～ 1月31日

調整の具体的な内容

賦課方式については、所得割･均等割･平等割の3方式とする。
保険料率については、合併直前の医療費の動向を考慮して、新市において設定する。

＊参考

	賦課基準
所得割	前年総所得から基礎控除を差し引いた所得額
均等割	被保険者1人当たり
平等割	1世帯当たり

賦課期日は、現行のとおりとする。

納期は、八日市市･永源寺町･五個荘町の例により、6月から3月までの10期とする。

八日市市･永源寺町･五個荘町･愛東町･湖東町合併協議会の調整方針

№2

協定項目番号	19-16	協定項目名	国民健康保険事業			
1 市 4 町 の 現 況						調整の具体的な内容
八日市市	永源寺町	五個荘町	愛東町	湖東町		
【保険給付事業】 葬祭費の支給 70,000円 出産育児一時金の支給 国制度のとおり 300,000円 療養の給付 国制度のとおり 高額療養費の支給 〃 移送費の支給 〃 入院時食事療養費の支給 〃 療養費の支給 〃 特例療養費の支給 〃	**【保険給付事業】** 葬祭費の支給 30,000円 出産育児一時金の支給 国制度のとおり 300,000円 療養の給付 国制度のとおり 高額療養費の支給 〃 移送費の支給 〃 入院時食事療養費の支給 〃 療養費の支給 〃 特例療養費の支給 〃	**【保険給付事業】** 葬祭費の支給 30,000円 出産育児一時金の支給 国制度のとおり 300,000円 療養の給付 国制度のとおり 高額療養費の支給 〃 移送費の支給 〃 入院時食事療養費の支給 〃 療養費の支給 〃 特例療養費の支給 〃	**【保険給付事業】** 葬祭費の支給 30,000円 出産育児一時金の支給 国制度のとおり 300,000円 療養の給付 国制度のとおり 高額療養費の支給 〃 移送費の支給 〃 入院時食事療養費の支給 〃 療養費の支給 〃 特例療養費の支給 〃	**【保険給付事業】** 葬祭費の支給 30,000円 出産育児一時金の支給 国制度のとおり 300,000円 療養の給付 国制度のとおり 高額療養費の支給 〃 移送費の支給 〃 入院時食事療養費の支給 〃 療養費の支給 〃 特例療養費の支給 〃	**保険給付事業のうち葬祭費については、50,000円に統一する。 その他の給付事業は、国の制度によるものとする。**
【人間ドック･脳ドック検診費助成】 対象 国民健康保険被保険者で、市税及び国民健康保険料を完納している満30歳以上70歳未満の者 助成額 検診に要した費用の2分の1の額 (30,000円を限度で1年度1回)	**【人間ドック検診費助成】** 該当なし	**【人間ドック検診費助成】** 対象 国民健康保険被保険者で、国民健康保険料を完納している満40歳以上の者 助成額 検診に要した費用の4分の3の額 (35,000円を限度で1年度1回)	**【人間ドック･脳ドック検診費助成】** 対象 町内に住所を有し、20歳以上70歳未満の者 助成額 検診に要した費用の2分の1の額 (30,000円を限度で1年度1回)	**【人間ドック･脳ドック検診費助成】** 対象 国民健康保険被保険者で、国民健康保険料を完納している満20歳以上70歳未満の者 助成額 検診に要した費用の2分の1の額 (20,000円を限度。ただし、人間ドック･脳ドック同時検診の場合は35,000円を限度。1年度1回)	**人間ドック･脳ドック検診費助成については、対象年齢を30歳以上70歳未満とし、検診に要した費用の7割(限度額30,000円で1年度1回)を助成する。**
【高額療養費貸付制度】 貸付額 高額療養費支給見込額の範囲内 貸付利子 無利子 償還方法 一括償還	**【高額療養費貸付制度】** 貸付額 高額療養費支給見込額の範囲内 貸付利子 無利子 償還方法 一括償還	**【高額療養費貸付制度】** 貸付額 高額療養費支給見込額の範囲内 貸付利子 無利子 償還方法 一括償還	**【高額療養費貸付制度】** 貸付額 高額療養費支給見込額の範囲内 貸付利子 無利子 償還方法 一括償還	**【高額療養費貸付制度】** 貸付額 高額療養費支給見込額の範囲内 貸付利子 無利子 償還方法 一括償還	**高額療養費貸付制度については、現行のとおりする。**
【出産育児一時金受領委任払制度】 出産にかかった費用の一部を、市が直接医療機関に支払う制度(出産育児一時金30万円を限度)	**【出産費資金貸付制度】** 貸付額 出産育児一時金見込額の8割以内 貸付利子 無利子 償還方法 一括償還	**【出産費資金貸付制度】** 貸付額 出産育児一時金見込額の範囲内 貸付利子 無利子 償還方法 一括償還	**【出産費資金貸付制度】** 該当なし	**【出産費資金貸付制度】** 該当なし	**八日市市の例により委任払制度として実施する。**
【国民健康保険運営協議会】 被保険者を代表する委員 4人 保険医または保険薬剤師を代表する委員 4人 公益を代表する委員 4人 計 12人	**【国民健康保険運営協議会】** 被保険者を代表する委員 3人 保険医または保険薬剤師を代表する委員 3人 公益を代表する委員 3人 計 9人	**【国民健康保険運営協議会】** 被保険者を代表する委員 3人 保険医または保険薬剤師を代表する委員 3人 公益を代表する委員 3人 計 9人	**【国民健康保険運営協議会】** 被保険者を代表する委員 2人 保険医または保険薬剤師を代表する委員 2人 公益を代表する委員 2人 計 6人	**【国民健康保険運営協議会】** 被保険者を代表する委員 3人 保険医または保険薬剤師を代表する委員 3人 公益を代表する委員 3人 計 9人	**国民健康保険運営協議会は、合併時までに委員構成や定数等を調整し、新市において新たに設置する。**

八日市市･永源寺町･五個荘町･愛東町･湖東町合併協議会の調整方針

№3

協定項目番号	19-16	協定項目名	国民健康保険事業			
1 市 4 町 の 現 況						調整の具体的な内容
八日市市	永源寺町	五個荘町	愛東町	湖東町		
【福祉医療費助成】 1. 乳幼児 **(1) 県補助事業** 対象者 入院:就学前(6歳到達後最初の3月31日)まで 通院:4歳未満まで 所得制限:無し 自己負担金 入院:1日1, 000円(ただし月額14, 000円限度) 通院:1診療報酬明細書当たり500円(ただし調剤報酬明細書には適用しない) **(2) 市単独(未就学児)** 該当無し	**【福祉医療費助成】** 1. 乳幼児 **(1) 県補助事業** 同 左 **(2) 町単独(未就学児)** 該当無し	**【福祉医療費助成】** 1. 乳幼児 **(1) 県補助事業** 同 左 **(2) 町単独(未就学児)** 該当無し	**【福祉医療費助成】** 1. 乳幼児 **(1) 県補助事業** 同 左 **(2) 町単独(未就学児)** 該当無し	**【福祉医療費助成】** 1. 乳幼児 **(1) 県補助事業** 同 左 **(2) 町単独(未就学児)** 対象者 就学前まで 所得制限:無し 自己負担金:無し	**未就学児の単独事業については、対象者を湖東町の例により就学前までとし、自己負担金は県補助制度の例による。**
2. 母子家庭の母子、父子家庭の父子 **(1) 県補助事業** 対象者 ①母子家庭の母子(18歳未満の児童を扶養しているとき、その母と子) ②父子家庭の父子(18歳未満の児童を扶養しているとき、その父と子) 所得制限:有り 自己負担金:無し **(2) 市単独(ひとり親家庭児童)** 対象者 県の所得制限により非該当となった母子家庭における義務教育終了までの子(入院は除く) 所得制限:無し 自己負担金:無し	2. 母子家庭の母子、父子家庭の父子 **(1) 県補助事業** 同 左 **(2) 町単独(ひとり親家庭児童)** 該当無し	2. 母子家庭の母子、父子家庭の父子 **(1) 県補助事業** 同 左 **(2) 町単独(ひとり親家庭児童)** 対象者 (1)県の所得制限により非該当となった母子･父子家庭における18歳未満の者を扶養している母･父と子 (2)満18歳未満の子を扶養したことのある65歳未満で現に配偶者のいない寡婦(町内に5年以上住所を有する者) 所得制限 (1)無し (2)県制度に準ずる。 自己負担金:無し	2. 母子家庭の母子、父子家庭の父子 **(1) 県補助事業** 同 左 **(2) 町単独(ひとり親家庭児童)** 該当無し	2. 母子家庭の母子、父子家庭の父子 **(1) 県補助事業** 同 左 **(2) 町単独(ひとり親家庭児童)** 該当無し	**ひとり親家庭児童の単独事業については、廃止する。**

八日市市･永源寺町･五個荘町･愛東町･湖東町合併協議会の調整方針

№4

協定項目番号	19-16	協定項目名	国民健康保険事業

1 市 4 町 の 現 況					調整の具体的な内容
八日市市	永源寺町	五個荘町	愛東町	湖東町	
3. 重度心身障害者（児） **（1）県補助事業** 対象者 ①身体障害者手帳1･2級所持者 ②知的障害の程度が最重度･重度の者 ③身体障害者手帳3級所持者で、知的障害の程度が中度の者 ④特別児童扶養手当の支給対象児童で、障害の程度が1級の者 ⑤身体障害者手帳3級所持者で、同和地区居住者（経過措置分） ⑥精神障害者通院医療費公費負担を受けている者のうち精神障害者保健福祉手帳1級所持者 ⑦精神障害者通院医療費公費負担を受けている者のうち精神障害者保健福祉手帳2級かつ身体障害者手帳3級所持者 ＊①～⑦のいずれも65歳未満の者 所得制限：有り 自己負担金：無し **（2）市単独（心身障害者･児）** 対象者 ①県の所得制限により非該当となった者 ②身体障害者手帳3級所持者 ③知的障害の程度が中度の者 ＊①～③のいずれも65歳未満の者（入院は除く） 所得制限：無し 自己負担金：無し	3. 重度心身障害者（児） **（1）県補助事業** 同　左 **（2）町単独（心身障害者･児）** 対象者 ①身体障害者手帳3～6級所持者 ②知的障害の程度が中度･軽度の者 ③入院治療を要する精神病質者 所得制限：県制度に準ずる。 自己負担金：有り	3. 重度心身障害者（児） **（1）県補助事業** 同　左 **（2）町単独（心身障害者･児）** 対象者 ①県の所得制限により非該当となった者 ②身体障害者手帳3～6級所持者（町内に2年以上住所を有する） ③知的障害の程度が中度･軽度の者（町内に2年以上住所を有する） 所得制限 ①無し ②③県制度に準ずる。 自己負担金：無し	3. 重度心身障害者（児） **（1）県補助事業** 同　左 **（2）町単独（心身障害者･児）** 対象者 ①身体障害者手帳3級所持者 所得制限：県制度に準ずる。 自己負担金：無し	3. 重度心身障害者（児） **（1）県補助事業** 同　左 **（2）町単独（心身障害者･児）** 対象者 ①県の所得制限により非該当となった者 ②知的障害の程度が中度の者 ③精神障害者保健福祉手帳所持者 所得制限：本人のみ、県制度に準ずる。 自己負担金：無し	**心身障害者（児）の単独事業については、次のとおりとする。** **対象者** **①身体障害者手帳3･4級所持者** **②知的障害の程度が中度･軽度の者** **③精神障害者通院医療費公費負担を受けている者のうち精神障害者保健福祉手帳2級所持者** **所得制限：県制度に準ずる。** **自己負担金：無し**
4. ひとり暮らし寡婦 **（1）県補助事業** 対象者 母子及び寡婦福祉法に規程する寡婦で、ひとり暮らしの状態が1年以上継続しており、今後もその状態が続くと見込まれる65歳未満の者 所得制限：有り 自己負担金：無し	4. ひとり暮らし寡婦 **（1）県補助事業** 同　左	4. ひとり暮らし寡婦 **（1）県補助事業** 同　左	4. ひとり暮らし寡婦 **（1）県補助事業** 同　左	4. ひとり暮らし寡婦 **（1）県補助事業** 同　左	

八日市市･永源寺町･五個荘町･愛東町･湖東町合併協議会の調整方針

№5

協定項目番号	19-16	協定項目名	国民健康保険事業		
1 市 4 町 の 現 況					調整の具体的な内容
八日市市	永源寺町	五個荘町	愛東町	湖東町	
5．ひとり暮らし高齢寡婦 **(1)県補助事業** 対象者 母子及び寡婦福祉法に規程する寡婦で、ひとり暮らしの状態が1年以上継続しており、今後もその状態が続くと見込まれる65歳以上70歳未満の者 所得制限：有り 自己負担金：有り	5．ひとり暮らし高齢寡婦 **(1)県補助事業** 同　左	5．ひとり暮らし高齢寡婦 **(1)県補助事業** 同　左	5．ひとり暮らし高齢寡婦 **(1)県補助事業** 同　左	5．ひとり暮らし高齢寡婦 **(1)県補助事業** 同　左	
6．重度心身障害老人等 **(1)県補助事業** 対象者 ①身体障害者手帳1･2級所持者 ②知的障害の程度が最重度･重度の者 ③身体障害者手帳3級所持者で、知的障害の程度が中度の者 ④身体障害者手帳3級所持者で、同和地区居住者（経過措置分） ⑤精神障害者通院医療費公費負担を受けている者のうち精神障害者保健福祉手帳1級所持者 ⑥精神障害者通院医療費公費負担を受けている者のうち精神障害者保健福祉手帳2級かつ身体障害者手帳3級所持者 ⑦母子･父子家庭であって、75歳以上の者 ＊①～⑥のいずれも65歳以上の老人保健法該当者 所得制限：有り 自己負担金：無し	6．重度心身障害老人等 **(1)県補助事業** 同　左	6．重度心身障害老人等 **(1)県補助事業** 同　左	6．重度心身障害老人等 **(1)県補助事業** 同　左	6．重度心身障害老人等 **(1)県補助事業** 同　左	
(2)市単独（心身障害老人等） 対象者 老人保健法の該当者で次の要件を満たす者 ①県の所得制限により非該当となった者 ②身体障害者手帳3級所持者 ③知的障害の程度が中度の者（老人福祉医療の該当者含む） 所得制限：無し 自己負担金：無し	**(2)町単独（心身障害老人等）** 該当無し	**(2)町単独（心身障害老人等）** 該当無し	**(2)町単独（心身障害老人等）** 対象者 ①身体障害者手帳3級所持者 所得制限：県制度に準ずる。 自己負担金：無し	**(2)町単独（心身障害老人等）** 該当無し	**心身障害老人等の単独事業については、次のとおりとする。** **対象者** **６５歳以上の老人保健法該当者で次のいずれかの要件を満たす者** **①身体障害者手帳3･4級所持者** **②知的障害の程度が中度･軽度の者** **③精神障害者通院医療費公費負担を受けている者のうち精神障害者保健福祉手帳2級所持者** **所得制限：県制度に準ずる。** **自己負担金：無し**

八日市市･永源寺町･五個荘町･愛東町･湖東町合併協議会の調整方針

№6

協定項目番号	19-16	協定項目名	国民健康保険事業			
1 市 4 町 の 現 況						調整の具体的な内容
八日市市	永源寺町	五個荘町	愛東町	湖東町		
7. 65～69歳老人 **(1) 県補助事業** 対象者 ①市町村民税非課税世帯に属する老人 自己負担金:有り **(2) 市単独 (65～69歳老人)** 該当無し	7. 65～69歳老人 **(1) 県補助事業** 同　左 **(2) 町単独 (65～69歳老人)** 該当無し	7. 65～69歳老人 **(1) 県補助事業** 同　左 **(2) 町単独 (65～69歳老人)** 対象者 65～70歳未満の者 (町内に5年以上住所を有する) 所得制限:町独自 自己負担金:有り	7. 65～69歳老人 **(1) 県補助事業** 同　左 **(2) 町単独 (65～69歳老人)** 該当無し	7. 65～69歳老人 **(1) 県補助事業** 同　左 **(2) 町単独 (65～69歳老人)** 該当無し		**65～69歳老人の単独事業については、廃止する。 ただし、五個荘町の合併前の対象者については、経過措置を設ける。**
【福祉施術費助成】 **市単独 (はり、きゅう、マッサージ施術)** 対象者 ①65歳以上で1年以上、ひとり暮らし状態にある老人 ②65歳以上で6ヶ月以上寝たきり状態にある老人 ③身体障害者手帳1･2級所持者 ④身体障害者手帳3級所持者で知的障害の程度が中度の者 ⑤知的障害の程度が最重度･重度の者 ⑥母子家庭の母 所得制限:無し 給付内容 市内指定施術機関で受けた施術費について、1回3, 300円 (重度心身障害者 (児)、寝たきり老人については往診料1, 500円を加算) を上限に年間6回まで助成	**【福祉施術費助成】** **町単独** 該当無し	**【福祉施術費助成】** **町単独** 該当無し	**【福祉施術費助成】** **町単独** 該当無し	**【福祉施術費助成】** **町単独** 該当無し		**はり、きゅう、マッサージ施術の単独事業については、廃止する。**

資　料　1

協　議　事　項	国民健康保険事業	協定項目No.	19-16

先　進　地　事　例

新市名等	合併の方式	関係市町	調　整　方　針　〔抜粋〕
篠山市	新設	篠山町 西紀町 丹南町 今田町	○国民健康保険税の税率については、合併時に統一を図る。ただし、急激な負担増加とならないよう調整に努める。 ○国民健康保険税の賦課及び減額については、現行のとおりとする。 ○国民健康保険税の納期については、現行のとおりとし、納期前納付奨励金については、西紀町、丹南町及び今田町の例による。 ○保険給付事業については、篠山町の例による。 ○保健事業については、合併時に調整する。ただし、健康診査にかかる補助については、篠山町の例によるものとし、2時間人間ドック補助については、今田町の例による。
西東京市	新設	田無市 保谷市	○国民健康保険制度の中で2市で差異のあるものについては、次のとおり取扱うものとする。 ・賦課方式は、田無市の例により「保険料」とする。 ・保険料率は、田無市の例による。ただし、合併特例法第10条の規定を適用し、合併する年度はそれぞれ現行の税率及び料率を採用する。なお、新市において国民健康保険運営協議会を設置し、保険料率について検討を行い、合併する年度の翌々年度より新保険料率を設定するものとする。 ・納期は、田無市の例による。ただし、合併する年度のついては、それぞれ旧市の例による。
甲賀地域合併協議会	新設	水口町 土山町 甲賀町 甲南町 信楽町	○国民健康保険税の賦課期日は、現行のとおりとし、納期は、甲南町の例により12期とします。 ○国民健康保険税の賦課方式は、現行どおり税による4方式とし、税率については新市において税率の統一の検討を行い、合併年度の翌年度から新税率を設定します。ただし、合併年度については、それぞれ旧町の例によるものとします。 ○保険給付事業は、現行どおり新市に引き継ぎます。 ○人間ドック検診費助成は、甲賀町、信楽町の例によることとします。 ○高額療養費貸付制度は、水口町の例によることとします。 ○出産費資金貸付制度は、甲南町、信楽町の例によることとします。 ○国保運営協議会は、新市において新たに設置します。 ○医療福祉 1)県が定める制度で、各町が実施している施策、事業については現行どおり新市に引き継ぐことを基本に調整します。 2)各町が単独で実施している事業については、新市に引き継ぐこととし、支給対象者及び支給内容等については、合併時に調整します。